

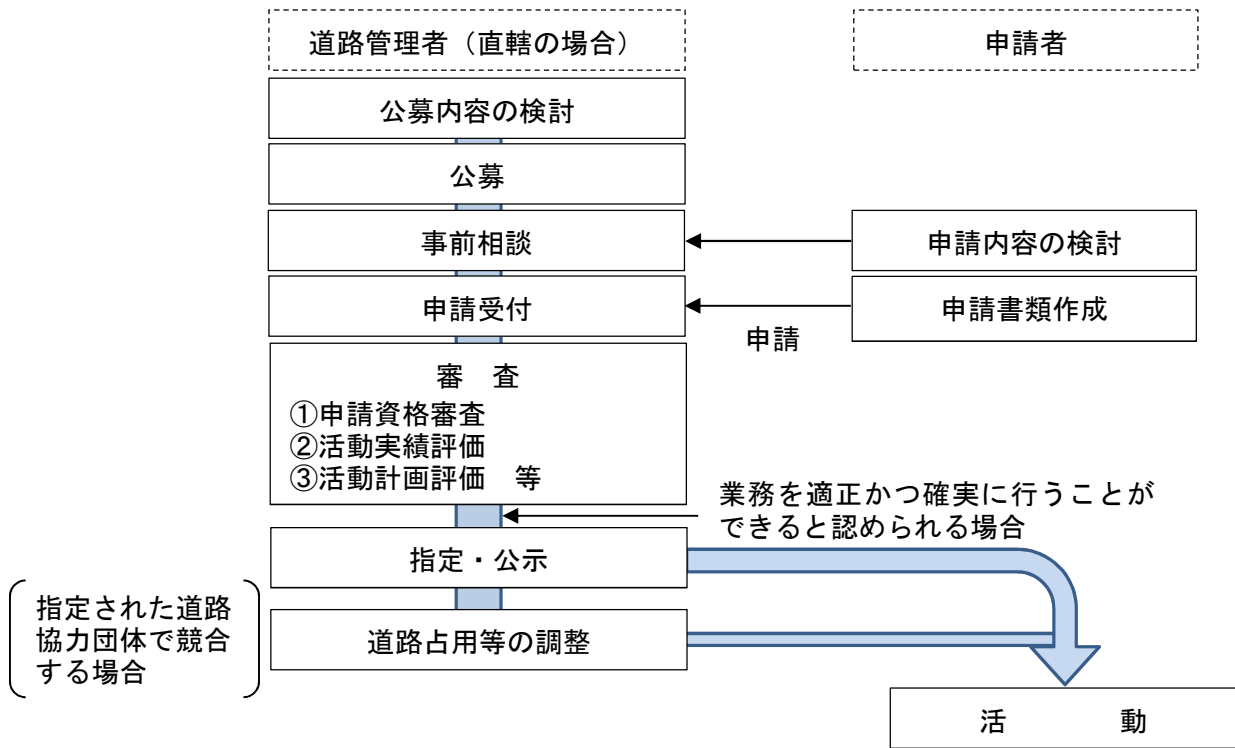
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。



問合せ先（担当課名、電話番号）  
 HP <https://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/kanri/index.html>  
 近畿地方整備局 道路部 道路管理課 06-6942-1141